暮らしの情報ページ

CLIP-1

4月から環境基本条例を施行

昨年12月の地球温暖化防止京都会議の開催は記憶に新しいところですが、今、将来の地球環境を考えて行動しなければ取り返しのつかない事になってしまいます。それには「地球規模で考え、足元から行動する」と言われるように、地域での行動の積み重ねが必要となっています。

市では、環境の保全についての基本的な考え方を定め、市、市民、事業者の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的、計画的に推進していきます。そのために、現在および将来の市民の健康で文化的な生活を確保することを目的とした環境基本条例を制定し、4月1日より施行します。その内容についていくつかご紹介します。

環境の保全についての基本的な考え方

○環境の保全は、健全で恵み豊かな環境が市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることから、現在および将来の世代の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受することができるように、適切に推進されなければなりません。

○環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されるように、すべての者の取り組みによって推進されなければなりません。

○地球環境保全は、人類共通の課題であり、すべての日常生活および事業活動において適切に推進されなければなりません。

環境を保全するための市、市民、事業者、それぞれの責務

市の責務

市は、環境保全の基本的な考えに沿って、環境の保全に関し、地域の自然的社会的条件に応じた総合的、計画的な施策を策定し、実施する責務があります。※市では、現在、環境基本計画を策定中で、この条例と同時に計画も動き出します。

市民の責務

市民は、環境保全の基本的な考えに沿って、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めること。また、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務があります。

事業者の責務

事業者は、環境保全の基本的な考えに沿って、その事業活動を行うに当たっては、公害の防止、自然環境の保全、事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合の適正な処理や環境への負荷の低減、再生資源などの利用のほかに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するなどの責務があります。

環境基本条例の内容の一部を紹介しました。詳細については、環境管理課にお問い合わせください。皆さんのご理解、ご協力をお願いします。

問い合わせ
環境管理課へ内線632

●市長らが不老川を視察

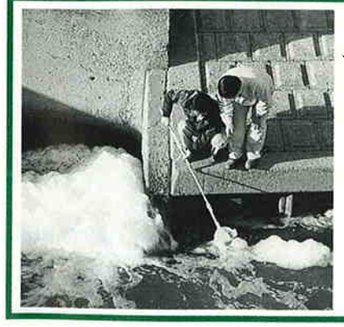

市民浄化団体や行政が浄化に積極的に取り組み、近年不老川の水質は向上してきていますが、環境庁の'96年度調査では、全国河川ワースト2位になってしまいました。そこで1月28日(水)、町田市長、埼玉県西部環境管理事務所、市民浄化団体が瑞穂町の同川源流部から市内までを視察しました。参加者は、上流部の汚染のひどさに驚き、早速水質汚濁調査を県に要望しました。また、上流の所沢・入間両市にも改善をうったえてまいります。

暮らしの情報ページは主に公共機関などからのお知らせを掲載します。問い合わせや申し込みなどは➡の記号で表示します。
市役所の代表電話番号は☎0429－53－1111です。

ご利用を

●市民保養所5・6月利用分の受け付け

施設草津(リゾートマンション・3室)
対象市内在住、在勤のかた(未成年者だけの利用は不可)　**利用要件**5名以内で2泊(連泊)を限度とし、1回のみの利用　※ペット不可　**費用**1人1泊500円(食事代などは自己負担)　**申し込み**3月2日(月)～31日(火)に専用往復はがき(市民生活課、各出張所・公民館、図書館に用意)で、郵送か直接市民生活課(1世帯・グループで2通以上の申し込みは無効)へ　**利用者の決定**4月7日(火)、9時30分から市役所2階202会議室で公開抽選を行ない決定　**追加受け付け**▼抽選後、空き室がある場合…抽選でもれたかたは4月14日(火)、9時(抽選結果通知・はがきを持参)から▼はがきで申し込まなかったかた…4月15日(水)、9時から　※いずれも市民生活課窓口(電話不可)で随時受け付け　⬇市民生活課へ内線227

●狭山市災害防止協議会、狭山市建設業協同組合に感謝状を贈呈

1月8・15日の大雪は、交通機関が麻痺するなど市民生活に大きな影響をおよぼしました。このため、市長から要請を受け雪の降りしきる早朝から建設機械や人海戦術などにより市内全域で幹線道路を中心に除雪作業が展開され、中には、夜遅くまで数日間に渡り実施した業者もあり、市民からもお礼の電話が寄せられました。この作業を実施したのは、狭山市災害防止協議会(16社)、狭山市建設業協同組合(15社)を中心とするかたがたで、「狭山市ではまれな災害なのでボランティアでがんばりました」とのことでした。この行為に感謝の意を表し、1月26日(月)、市長より両団体に感謝状が贈呈されました。

●生活一時金をお貸ししします

対象市内在住で一時的に資金(災害、結婚、出産、入学、就職、葬祭など使途が健全なもの)が必要な世帯　**貸付限度額**30万円(年利2・2%)　※償還期間は3年以内、連帯保証人が必要　⬇市民相談室へ内線184

●奨学金制度

経済的な理由で高等学校や大学などへの就学が困難なかたに、奨学金をお貸しします。

対象次のいずれにも該当するかた▼市内在住のかたの子弟▼在学校長か最終卒業学校長が推薦したかた▼高等学校、高等専門学校、専修学校(専門過程)、短期大学または大学に入学が決定しているか在学中で、学資の支出が困難なかた▼県内在住の確実な連帯保証人がいるかた

貸付額

区分		奨学金 入学一時金	奨学金 学資金(月額)
高等学校	国・公立	10万円以内	1万2千円以内
	私立	40万円以内	
高等専門学校(1～3学年)	国・公立	10万円以内	1万2千円以内
	私立	50万円以内	
高等専門学校(4・5学年)	国・公立	——	2万5千円以内
	私立	——	
専修学校(専門過程)	国・公立	10万円以内	1万2千円以内
	私立	50万円以内	2万5千円以内
短期大学	国・公立	20万円以内	2万5千円以内
	私立	50万円以内	
大学	国・公立	25万円以内	2万5千円以内
	私立	50万円以内	

収入の目安(4人世帯)▽高等学校▼国・公立…837万円▼私立…856万円▽大学▼国・公立…880万円▼私立…922万円　※収入は目安なので、家庭の状況により異なります　⬇4月10日(金)までに申請書(学務課に用意)に必要書類を添えて学務課へ内線564

ご参加を

●快適食生活トークライブ

無理なく、美味しく、手間をかけずに…。食生活を改善するにはどうしたら良いか、快適食生活についてトークライブを開催します。

とき3月24日(火)、13時30分～15時30分　**講師**食生活研究家・魚柄仁之助(うおがらひとのすけ)氏　**定員**60名　**ところ**中央図書館4階視聴覚室　⬇消費生活センターへ☎54－7745

●講演会・介護保険について

とき3月13日(金)、10時～12時　**講師**日本女子大学名誉教授・一番ケ瀬(いちばがせ)康子氏　**定員**60名　**ところ**中央図書館4階視聴覚室　⬇消費生活センターへ☎54－7745

●成人歯科保健講演会

とき・内容▼3月25日(水)、10時～12時…講演・学ぼう口腔がん▼3月26日(木)、10時～15時…がん予防に関する講話と調理・歯磨き実習　**講師**▼3月25日…歯学博士・豊田裕介氏▼3月26日…市管理栄養士、市歯科衛生士　⬇3月24日(火)までに電話で保健センター(いずれか1日間のみの参加も可。26日の調理実習は先着30名、材料費300円が必要)へ☎59－5811